

仕 様 書

業務名 白石清掃工場更新に係る事前調査業務

白石清掃工場更新に係る事前調査業務 仕様書

本仕様書は、札幌市（以下「委託者」という。）が委託する「白石清掃工場更新に係る事前調査業務（以下「業務」という。）に適用し、受託者が行う業務の仕様、条件等について定めるものである。

第1章 共通仕様書

1 業務の目的

本業務は、老朽化が進み更新を検討する段階にある白石清掃工場について、更新計画の立案に必要な基礎的な調査を行うことを目的とする。札幌市のごみ量の把握を行い、今後の推移を推計し、施設規模、建設費、維持管理費等について検討する。また建設場所についても検証し、敷地面積、搬入計画上の問題点等の検証を行う。

2 業務の名称

白石清掃工場更新に係る事前調査業務

3 業務の場所

白石清掃工場（札幌市白石区東米里 2170 番 1）

4 業務期間

契約締結日より令和9年3月17日まで

5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

6 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成にあたっては事前に業務主任と協議を行うこと。また、成果報告書について、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

(1) 契約後速やかに提出する書類

業務着手届	2部
業務実施計画書	2部
業務工程表	2部
業務責任者等指定通知書	2部

(2) 業務完了時に提出する書類

業務完了届	2部
成果報告書	3部
参考資料	一式
電子データ	一式

(3)その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認められた書類

(4)業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則 7 日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

(5)成果報告書に関する注意事項

- ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。（特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。）
- イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- ウ 業務協議簿・その他業務主任から指定されたものを添付すること。
- エ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。
- オ 電子データは、原則以下の 2 種類を作成すること。他形式で提出する際は、業務主任と協議すること。
ワープロソフト（MicrosoftOffice Word2024 と互換性が確認されているもの）形式と PDF 形式で作成すること。
- カ ワープロソフト形式の電子データは委託者側で自由に変更できる状態にしておくこと。PDF 形式の電子データは印刷やコピーなどできる状態にしておくこと。

7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は委託者に譲渡すること。ただし、プラントメーカーの見積資料など受託者が自ら作成したものの以外については別途協議することができる。

8 再委託について

受託者は、業務の主たる部分について再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

9 業務管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、過去 10 年間で同様の業務経験（施設規模 150t/日×2 炉以上のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る基本構想等）を有する主任技術者を定め、業務全般について技術的な管理を行わせること。
なお、主任技術者は担当技術者を兼務することができるものとする。
- (2) 主任技術者は、次のいずれかの資格を有すること。
 - ア 技術士（総合技術監理部門-衛生工学部門-廃棄物・資源循環又は同等科目）
 - イ 技術士（衛生工学部門-廃棄物・資源循環又は同等科目）
- (3) 全ての打合せには、特別な事情が無い限り業務責任者が出席すること。また、出席できない場合は同等の知識・経験を有する担当技術者が出席すること。
- (4) 本業務についての打合せ及び協議事項は、すべて議事録を作成し、委託者に提出すること。

10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出のこと。

1 1 法令等の順守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

1 2 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

1 3 関係機関との協議

基礎調査の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

1 4 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

1 5 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

第2章 特記仕様書

白石清掃工場更新に係る事前調査業務

1 札幌市に必要な清掃工場に求められる施設規模の設定

一般廃棄物処理基本計画等において推計されている将来ごみ量及び現在、将来の焼却施設整備計画等や、ごみ処理の広域化も想定した新清掃工場における施設規模を設定する。

2 更新施設立地に係る可能性検討

検討対象用地（別紙平面図を参照）においてストーカ式焼却炉を基本とし、白石清掃工場及び白石破碎工場の稼働を継続しながら整備することが可能な新清掃工場を検討する。検討は主に以下の項目について実施する。

想定する用地を利用して整備可能な清掃工場の最大処理規模

（想定用地内の一部建屋等を解体し、整備する場合の複数案作成すること。）

更新用地を確保することや、白石清掃工場を稼働しながら工事を行うために、工事期間中に白石清掃工場の動線変更や一部改造が必要となることが想定される場合はその内容について整理（立地のための条件整理）

上記を踏まえた配置・動線案の作成。これに際しては既設の白石清掃工場又は白石破碎工場の計量所を利用することも検討すること。

立地の可能性、立地する場合の課題及び対応策の整理

計画から建設までに必要となる業務、工程の整理

3 概算建設費、概算維持管理費の算出

2 で設定した条件において、概算建設費及び概算維持管理費（30 年程度）を算出する。算出にあたっては、プラントメーカーへ照会すること。

4 基幹改良工事に係る可能性検討

白石清掃工場を建替えせず、基幹改良工事を実施する場合に必要な概算費用と課題を整理し、建替えする場合との比較検討を行う。なお、令和6年に白石清掃工場延命化基本調査業務を実施しており、報告書については貸与する。

5 報告書の作成

以上の内容を報告書として取りまとめる。

6 打合せ協議

業務着手時1回、中間2回の計3回を予定している。

別紙

検討対象用地（一点鎖線内）
札幌市白石区東米里2170番1

